

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造等

本市は、平成18年3月31日に古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町の1市6町が合併して誕生した。本市は、県都仙台市から北方約40kmに位置し、市の南北方向には、東北新幹線、東北本線、東北縦貫自動車道、国道4号が縦断しており、東西方向には、陸羽東線、国道47号、国道108号が横断している。

本市の人口は2020年(R2)の国勢調査で127,330人であり、人口構造の割合は、年少人口(0～14歳)が11.9%、生産年齢人口(15～64歳)が57.5%、高齢者人口(65歳以上)が30.6%となっている。

就業人口は、1995年(H7)の71,487人をピークに直近の2020年(R2)では63,564人まで減少している。

生産年齢人口は1995年(H7)の89,664人をピークに減少基調を辿っており、推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」)ながら2050年には41,895人で本市の総人口87,340人に対して47.9%と予測されている。

② 産業構造等

平野が広がる地勢から稲作中心の農業を基幹とし、物流の利点を生かした工業、鉄道駅を中心とした市街地と幹線道路沿い等の商業、温泉資源を活用した観光業を産業基盤として発展してきた。

古くから農業中心に発展してきたが、昭和30年代後半に大手電子部品企業の基幹工場進出を背景に、その関連企業が高度経済成長の波とともに地域経済を牽引していた。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業の縮小や取引の減少等が生じ、地域経済に大きな影響を及ぼしてきた。しかしながら、令和5年5月に同感染症が5類感染症へ移行されたことにより、経済活動は徐々に回復基調を示している。

一方で、急速な円安の進行や国際情勢の不安定化の影響を受け、物価高騰が顕著となっており、これまで長年にわたり形成されてきた地域の産業基盤が再び弱体化するおそれが生じている。

これまで、事業継続・雇用維持に係る補助事業やエネルギー高騰に係る補助事業等を講じてきたが、市内の中小企業の安定した操業にはまだ不十分と言える。引き続き市内の中小企業の持続的な操業には人手不足等に対応した強固な事業基盤の構築が必要であり、そのためには生産性を抜本的に向上させることが極めて重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体を目指し、大崎地域の中核市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地、農村地域、山間部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日～令和9年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等，雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等，健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市町村税を滞納している者については，先端設備等導入計画の対象としない等，納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。